

令和6年 下呂市農業委員会第1回総会議事録

開催日時 令和6年1月9日 14:00～15:00

開催場所 下呂総合庁舎 大会議室

出席委員  
 1 番 山下 康子                      2 番 上野 耕正                      3 番 大森 公治 (推)  
 5 番 熊崎 みどり                      6 番 中島 義彦                      7 番 林 忠助  
 9 番 中川 輝男 (推)                      10 番 田中 覚章 (推)                      11 番 二村 昭司  
 12 番 小林 寿                      13 番 川口 太三 (推)                      14 番 鎌倉 誠也  
 15 番 中島 尊治                      17 番 中島 次郎 (推)                      18 番 二村 正明 (推)  
 19 番 熊崎 徹 (推)                      21 番 金森 茂俊                      22 番 中島 義雄  
 23 番 中島 悠                      24 番 日下部 道男 (推)                      25 番 井戸 克彦 (推)  
 26 番 杉山 裕 (推)

欠席委員  
 4 番 嶋田 浩                      8 番 中川 元宏 (推)                      16 番 福井 順也  
 20 番 中桐 由起子 (推)

議事日程  
 第1 会長あいさつ  
 第2 議事録署名者  
 第3 議事  
 議事 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議事 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議事 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議事 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
 議事 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について  
 第4 その他

事務局長  
 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。  
 ただ今から第1回農業委員会を開催いたします。

会 長                      【会長あいさつ】

会 長                      それでは只今から審議に入らせていただきます。  
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
 15 番      中島 尊治      委員  
 22 番      中島 義雄      委員      をお願いいたします。

会 長                      議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
 議案の2～3ページをお開きください。

会 長	農地法第3条申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、賃貸借が1件提出されています。</p> <p>番号1については農振農用地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は親戚から申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号2については一部が農振農用地です。貸人は農地の有効利用を図るため貸し出すものであり、借受人は申請地を借り受け、育苗ハウスとして利用するものです。育苗ハウスについては農作物栽培高度化施設として扱われるため、農地法3条が申請されました。また、借受人は農地所有適格法人であることを確認しています。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。</p>
事務局	<p>担当委員欠席のため事務局にて代読します。譲渡理由は、申請書2ページ3の事由の詳細のとおりです。申請者は親戚同士であり問題ないと思われます。よろしく申し上げます。</p>
15番	<p>2番について説明します。申請地は野尻の信号から白山神社側の集落に入ったあたりです。育苗ハウスとして利用するものであり、問題ないと思います。</p>
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	<p>議題第2号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。議案の4ページをお開きください。</p>

会 長	農地法第4条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、面積については田680㎡、畑13㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、300m以内にJR上呂駅があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号2については、申請地を一般個人住宅として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。</p> <p>以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。</p>
事務局	担当委員不在につき事務局が代読します。1番について説明します。場所は萩原町上呂で、一般個人住宅としての転用です。公道と宅地に囲まれており問題ありません。
15番	2番について説明します。場所は御厩野で、国道から峠に向かう途中のあたりです。親が生きているときに5条申請して造成までしたけれども建築に至らず亡くなってしまいました。今回はその息子が家を建てるということで、新たに4条申請が出てきております。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	1番は道路上に見えるが問題ないか？
事務局	事務局で確認しており、問題ありません。
会 長	そのほか、ご意見ご質問はありますか。
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長 議題第3号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の5ページをお開きください。

会 長 農地法第5条許可申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。  
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、鉱工業用地への転用が3件、面積については田1,288㎡、畑433.39㎡です。

番号1については、申請地を譲り受け一般個人住宅の駐車場、車庫、庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。  
番号2については、申請地を譲り受け一般個人住宅の物置として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。  
番号3については、申請地を譲り受け建設業資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。  
番号4については、申請地を借り受け建設業資材置場、建設業駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。  
番号5については、申請地を借り受け産業廃棄物処理業雨水調整池として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。  
以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

10番 1番について説明します。場所は萩原町古関の上段で、馬瀬に上がる農道の小坂側寄りです。譲渡人は高齢で跡取りもなく休耕になっており、譲受人は高齢ですが住宅の勾配がきつく上り下りがきついため、この土地を譲り受けて駐車場として利用したいとのこと。北側は道路、南は譲受人の土地、西は太陽光発電施設で、問題ないと考えます。

15番	2番について説明します。場所は御厩野で、野尻の信号から旧道のほうに入り、昔今井塗装があった隣の住宅の一角です。畑があったところですが、問題ありません。
15番	あわせて5番について説明します。加子母に抜ける舞台峠の途中にある****の上段、太陽光側です。当初農地転用許可申請をして工場を建てていますが、この1筆のみ許可が出ていませんでした。昔からため池がありましたが、今は太陽光もあり調整池が必要となったため転用許可申請が出てきました。
18番	3番について説明します。場所は森で、****の近くです。住宅地が近く、田もやめており、今後おそらく宅地化していこうと思われ土地です。問題ありません。
26番	4番について説明します。場所は金山町の井尻で、金山の南端の国道沿い、下水処理場から100mほど白川町方面です。ずいぶん前から現況の通りで、資材置き場として利用することに問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。  【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。 今回は、賃貸借が11件、使用貸借契約が21件提出されています。  番号1については、申請地を新たに畑として利用するものです。 番号2～3については、認定農業者が農業者年金にかかる経営継承のため、貸し付けるものです。 番号4～6については、申請地を貸付け、田として利用するものです。 番号7～21については、申請地を新たに新規就農者に貸しつけ、畑として利用するものです。 番号22～32については、申請地を新たに貸付け、田として利用するものです。  以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。 なお、番号7については4番委員が利害関係者となりますので議決には参加いただけませんが、本日は欠席のためこのまま審議をお願いいたします。

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。

農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。  
議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が70筆、権利移転が20筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は9名です。  
権利移転については、新規就農者の法人化に伴いこれまで個人で借りていた農地を法人名義に移転するものです。

次に今後のスケジュールについて説明します。  
本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、番号1、51～63については3月1日から、それ以外は4月1日から権利設定されることとなります。権利移転については全て3月1日付けとなります。  
以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。  
なお、番号50～51については23番委員が利害関係者となりますので議決には参加いただけません。

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。  
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、番号50～51を除き、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 続きまして、番号50～51につきまして、23番委員を除き、異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第1回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番